



2026 年 9 月 30 日

各 位

会社名 月島ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川崎 淳
コード番号 6332 (東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 吉川 敦士
電 話 03-5560-6511

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに
定款の一部変更及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ**

本日公表いたしました「月島ホールディングス株式会社と三菱化工機株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、当社と三菱化工機株式会社（以下「三菱化工機」といい、当社と三菱化工機を総称して「両社」といいます。）は、本日開催したそれぞれの取締役会において、両社の株主総会の承認及び必要な許認可の取得等を前提として、2027 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で、本株式交換に係る株式交換契約及び本経営統合に係る経営統合契約を締結いたしました。

これに伴い、当社は、本日開催の当社臨時取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催並びに「株式交換契約承認の件」、「定款一部変更の件」、「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026 年 10 月 16 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日

2026 年 10 月 16 日（金曜日）

(2) 公告日

2026 年 9 月 30 日（水曜日）

(3) 公告方法

電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.tsk-g.co.jp/wp/wp-content/uploads/2026/09/tshd.pdf>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案

(1) 開催日時

2026年12月4日（金曜日）14時00分

(2) 開催場所

東京都中央区晴海4丁目7-28

ホテルマリナーズコート東京 4階 白鳳

(3) 付議議案

第1号議案 株式交換契約承認の件

詳細につきましては、本日別途開示しております「月島ホールディングス株式会社と三菱化工機株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件

3. 定款の一部変更について

(1) 定款一部変更の理由

当社は、本臨時株主総会において第1号議案の「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が生じた場合には、当社の株主は共同持株会社となる三菱月島化工機ホールディングス株式会社（以下「三菱月島化工機ホールディングス」といいます。）のみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要性がなくなります。そこで、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、当該削除に伴う条文の繰上げを行うものです。

(2) 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、この度の定款の一部変更は、本臨時株主総会において「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日である2027年4月1日（予定）に効力が発生するものとします。

（変更箇所の下線を付しております。）

現行定款	変更案
第1条～第12条（条文省略）	第1条～第12条（条文省略）
<u>（定時株主総会の基準日）</u>	（削除）
<u>第13条</u>	
<u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、</u>	
<u>毎年3月31日とする。</u>	
第14条～第40条（条文省略）	第13条～第39条（現行どおり）

4. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定について

(1) 本制度の一部改定の目的等

当社は、2019年6月25日開催の第157回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）

（以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に伴う報酬枠の設定等についてご承認をいただいております。本臨時株主総会におい

て、「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、当社は三菱月島化工機ホールディングスの完全子会社となります。この度の制度改定（以下「本制度改定」といいます。）は、本株式交換に伴い、これまで対象取締役に対して付与した譲渡制限付株式報酬に代えて割当てられる三菱月島化工機ホールディングス株式（以下「交換後株式」といいます。）について譲渡制限を引き続いて課すことにより、対象取締役に当社を含む三菱月島化工機ホールディングスグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを持続的に与え、また、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。本制度改定は、本臨時株主総会において第1号議案の「株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件とします。なお、本制度改定は、現行の本制度に基づき既に付与済みの譲渡制限付株式報酬及び交換後株式を対象とするものであり、来年度以降の本制度の在り方については本経営統合後の新体制のもと改めて検討する予定です。

（2）本制度改定の概要

従来の本制度は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するとともに、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとして、ご承認いただいております。

本制度改定は、これまでに対象取締役に付与した譲渡制限付株式の全部について、本株式交換の効力発生後は交換後株式に係る譲渡制限付株式報酬へ置き換えるために、交換後株式について譲渡制限付株式報酬として取り扱うことを前提に、本株式交換に伴う譲渡制限の解除及び無償取得を行わないこととするとともに、交換後株式を譲渡制限付株式報酬として取り扱うために必要となる事項についてご承認をお願いするものです。

その他の本制度改定の具体的な内容は、決定次第速やかに開示いたします。

以 上